

平成30年施行「幼稚園教育要領」等についての考察(2)

—「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」

「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の比較・検討—

松川 恵子

(2017年12月27日受理)

Consideration of Courses of Study for Kindergartens Enforced in 2018(2)

—Comparison and Consideration of “Course of Study for Kindergarten”, “Childcare Center Guidance” and “Instruction Procedure for

Centers for Early Childhood Education and Care”—

Keiko MATSUKAWA

要旨：平成29年3月31日に、「幼稚園教育要領」(文部科学省告示第62号)、「保育所保育指針」(厚生労働省告示第117号)、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)が公示され、平成30年4月1日から施行となる。乳幼児教育の重要性が社会的にも認知される中、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園のどの保育施設においても共通の教育が行われることが求められており、それぞれの保育の基準である平成29年改訂(定)「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」には共通の教育内容が記載されている。しかし、「保育」の中で「教育」と共に重要である「養護」については、それぞれの保育施設の役割が異なることもあり、記載のされ方が異なっている。

Key words：幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領

1. はじめに (研究の経過 及び 本研究の目的)

「平成30年施行『幼稚園教育要領』等についての考察(1) —中央教育審議会答申(平成28年12月21日)から幼児教育の方向性を読み解く—」¹⁾(以下「平成28年度研究」という。)では、中央教育審議会答申(平成28(2016)年12月21日)²⁾を読み解きながら、初等中等教育全体を通じた学習指導要領等改訂の基本方針の概略を捉え、「社会に開かれた教育課程」という初等中等教育全体の教育課程の基本理念のもと、平成30年度以降の幼児教育の方向性について考察を行った。その中で、幼児期から育みたい「資質・能力」を「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、小学校以降の教育へと

つないでいくことが求められているということを明確に認識することができた。また、保育の質向上のためには、組織的なカリキュラム・マネジメントを確立することが重要であること、幼児期にどの保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)に通っても同じ教育を保証するという理念などを確認することができた。

しかし、平成28年度研究では、中央教育審議会答申(平成28(2016)年12月21日)から幼児教育の全体的な方向性を捉えるということに終始してしまい、幼児教育の具体的な変更点を理解するまでには至らなかった。さらに、平成28年度研究後、平成29(2017)年3月31日に、「幼稚園教育要領」(文部科学省告示第62号、以下「平成29年教育要領」とい

う。)、「保育所保育指針」(厚生労働省告示第117号、以下「平成29年保育指針」という。)、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号、以下「平成29年教育・保育要領」という。)が公示され、平成30年4月1日から施行されることとなった。そこで、本研究では、平成29年教育要領、及び、平成29年保育指針における改正の概要を具体的に把握し、平成30年施行のそれぞれの基準について比較・検討を行うことを通して、平成30年度からの保育実践の方向性について探究していきたい。

2. 平成29年教育要領における主な改善点について

平成21(2009)年施行「幼稚園教育要領」(以下、「平成20年教育要領」という。)及び平成29年教育要領の目次を比較すると、〔図表1〕のようになる。

(1) 「前文」の新設

平成29(2017)年3月31日に文部科学省から公示されたのは「幼稚園教育要領」だけではなく、「小学校学習指導要領」(文部科学省告示第63号)及び「中学校学習指導要領」(文部科学省告示第64号)も

同日に改正された。「前文」については、「幼稚園教育要領」、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」共に新設されており、その意図は、「新たに『前文』を設け、新学習指導要領等を定めるに当たっての考え方を、明確に示」³⁾すということにある。平成29年教育要領の「前文」には、まず、「教育基本法」第1条(教育の目的)及び第2条(教育の目標)が記載され、さらに、第11条(幼児期の教育)についても触れられている。また、「幼稚園教育要領」は、「社会に開かれた教育課程」実現のための教育課程の基準として定められていること、教育水準を全国的に確保する役割を担っていることなどが、前文の中で明記されている。

(2) 「第1章 総則」の抜本的見直し

〔図表1〕目次比較を一瞥するだけで、「第1章 総則」の違いは明白である。これは、平成28年度研究でも示したように、今回の改訂の基本方針を示した中央教育審議会答申(平成28(2016)年12月21日)において、「学習指導要領等の改訂においては、この総則の位置付けを抜本的に見直し、前述①～⑥に

〔図表1〕平成20年教育要領及び平成29年教育要領の目次比較

平成20年教育要領 〔目次〕	平成29年教育要領 〔目次〕
第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 教育課程の編成 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など	前文 第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第3 教育課程の役割と編成等 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 第6 幼稚園運営上の留意事項 第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など
第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現	第2章 ねらい及び内容 健康 人間関係 環境 言葉 表現
第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項	第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

沿った章立てとして組み替え、後述する資質・能力の在り方や『アクティブ・ラーニング』の視点も含め、必要な事項が各学校における教育課程編成の手順を追って分かりやすくなるように整理することが求められる。⁴⁾と提言されていることに基因すると考えられる。この「前述①～⑥」とは、「①『何ができるようになるか』(育成を目指す資質・能力) ②『何を学ぶか』(教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成) ③『どのように学ぶか』(各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実) ④『子供一人一人の発達をどのように支援するか』(子供の発達を踏まえた指導) ⑤『何が身に付いたか』(学習評価の充実) ⑥『実施するために何が必要か』(学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策)」⁵⁾であり、①については「第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』」に、②については「第3 教育課程の役割と編成」に、③④⑤については「第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」に、④についてはさらに「第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導」に、⑥については「第6 幼稚園運営上の留意事項」に、それぞれ整理され記載されている。

「第1章 総則」の具体的な改善点としては、「第2」において、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」(「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」)、及び、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」)を明確に示したことが挙げられる。

「第1章 総則」については、上記のように平成20年教育要領「第3章 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項」の内容も含み、大きく変更されているが、「第1 幼稚園教育の基本」については、「幼児期の教育における見方・考え方」や「教材の工夫」などの追加記述はあるが、「幼児期の教育は、

……環境を通して行うものであることを基本とする」⁶⁾こと、「幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること」⁷⁾、「遊びを通しての指導を中心として」⁸⁾行われること、「幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること」⁹⁾など、幼稚園教育の基本的な部分は平成元年改訂から引き続き継承されている。

(3)「第2章 ねらい及び内容」について

〔図表1〕目次比較では、「第2章 ねらい及び内容」には全く変更がないように見受けられるが、「ねらい」について質的な変更がある。「ねらい」は、平成20年教育要領では「幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度など」¹⁰⁾であると説明されているのに対し、平成29年教育要領では「幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの」¹¹⁾であると説明されている。つまり、平成30年度から「ねらい」は、「『知識及び技能の基礎』『思考力、判断力、表現力等の基礎』『学びに向かう力、人間性等』を幼児の生活する姿から捉えたもの」に変更される。変更というより、細分化されと言った方が適切かもしれない。これまで「心情・意欲・態度など」と大まかに心の育ち(非認知的能力)と捉えていた「ねらい」を、非認知的能力も認知的能力も含めて「知識・技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱の視点で捉え直すということが求められている。このように「ねらい」を捉え直すことで、子どもにどのような力を育てたいのかという視点をはっきりとち、小学校以降の教育につなげていくことが可能になるということであろう。

「第2章 ねらい及び内容」の具体的な改善点として、以下のような事項がある。

- 領域「健康」の「ねらい(3)」に「見通しをもって行動する」ことが付け加えられ、「内容の取扱い(6)」に安全及び災害などの緊急時に関する指導が加わった。
- 領域「環境」の「内容(6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に

親しむ。」及び「内容の取扱い(4)」で文化や伝統に親しむ際の指導の留意点が加わった。

- ・領域「言葉」の「ねらい(3)」に「言葉に対する感覚を豊かに」することが付け加えられ、「内容の取扱い(4)」に日常生活の中で新しい言葉や表現に触れ、言葉が豊かになるようにすることが加わった。
- ・領域「表現」の「内容の取扱い(1)」に自然の中にある音や形、色などに気付くようにすることが加わった。

以上のように、社会の変化により新たに保育内容として加えられている事項はあるが、全体としてほとんど文言の変更はなく、保育実践の場では「第2章 ねらい及び内容」の変更(「ねらい」の意味が変更されていること)については、あまり大きく捉えられないのではないかと懸念される。

3. 平成29年保育指針における主な改善点について

平成21(2009)年施行「保育所保育指針」(以下、「平成20年保育指針」という。)及び平成29年保育指針の章構成を厚生労働省の資料を基に比較すると、

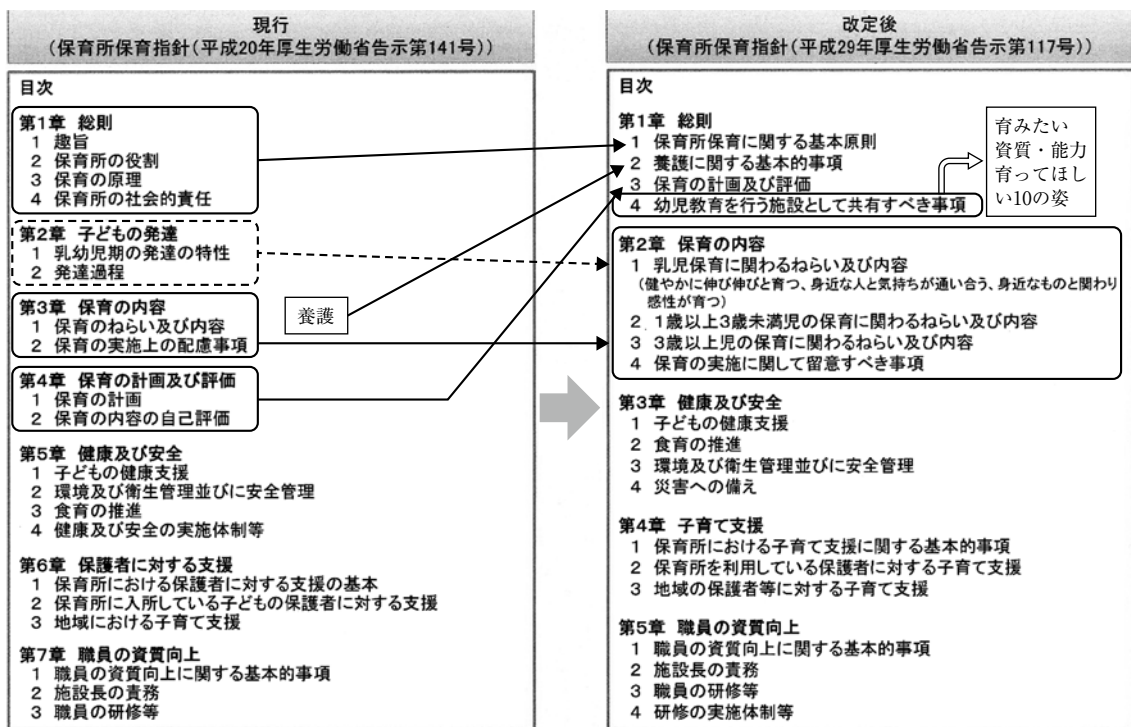
〔図表2〕のようになる。〔図表2〕は、厚生労働省のホームページの資料を基に、変更点が分かりやすくなるよう、筆者が図形や矢印などを挿入し加筆したものである。

(1)「第1章 総則」について

〔図表2〕を見ると、平成29年教育要領同様、平成29年保育指針も総則が大きく改善されていることが理解できる。平成20年保育指針「第1章 総則」のすべてが平成29年保育指針「第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則」に含まれている。

「2 養護に関する基本的事項」は、まず「(1) 養護の理念」を明確に示したのちに、平成20年保育指針「第3章 保育の内容」の「養護に関わるねらい及び内容」を加えたものとなっている。これは、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」(平成28(2016)年12月21日 社会保障審議会児童部会保育専門委員会)において、「養護は保育所保育の基盤であり、保育指針全体にとって重要なものであることから、養護に関する基本的な事項については、総則で記載することが適当である」¹²⁾と提言さ

〔図表2〕 平成21年施行「保育所保育指針」及び平成30年施行「保育所保育指針」の章構成比較



(出典：厚生労働省ホームページ ただし、 及び→等、筆者加筆)

れたことを受けての改善である。

「3 保育の計画及び評価」については、平成20年保育指針「第4章 保育の計画及び評価」を整理・移行していると考えられるが、平成20年保育指針で「保育課程」とされていた保育所保育の全体計画の名称を「全体的な計画」に変更している。これは、保育所だけの変更ではなく、幼稚園、幼保連携型認定こども園を含めた乳幼児の保育施設の全体計画を「全体的な計画」という共通の名称にしたことによると考えられる。

「4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」は、今回の改定で新たに加わった事項であり、平成29年教育要領における「第1章 総則 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』」と共通である。保育所は学校ではないが、「認定こども園・幼稚園とともに、幼児教育の一翼を担っている」¹³⁾施設であるため、保育所の満3歳以上の子どもの教育については幼稚園教育要領に準ずることとされており、平成29年保育指針でも「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の方向に子どもの発達を援助していくことが明記されている。

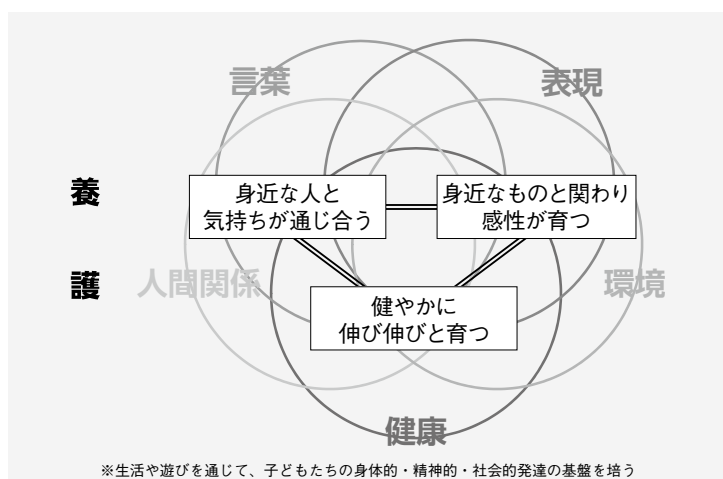
(2) 「第2章 保育の内容」について

「第2章 保育の内容」は、平成20年保育指針「第3章 保育の内容」が移行したものであるが、(1)で述べたように、「養護に関わるねらい及び内容」が「第1章 総則」に含められたため、第2章では「主

に教育に関わる側面からの視点を示している」¹⁴⁾。しかし、「実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意する」¹⁵⁾ が必要であり、第2章では「養護と教育が一体となって展開される」という文言が随所に記載されている。

第2章における大きな改善点は、「乳児保育に関わるねらい及び内容」、「1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容」、「3歳以上児の保育に関するねらい及び内容」というように、0歳児、1・2歳児、3歳以上児の発達の特徴を踏まえた「ねらい及び内容」を示している点である。これは、「乳児・1歳以上3歳未満児の保育の内容について、3歳以上児とは別に項目を設けて、この時期の特徴を踏まえた保育内容として新たに記載することが適当と考えられる」¹⁶⁾ という提言を受けての改善であるが、0歳児からの教育（発達の援助）の視点を明記したことが、今回の改定において特筆すべき特長である。特に、「乳児保育に関わるねらい及び内容」では、「健やかに伸び伸びと育つ」(身体的発達に関する視点)、「身近な人と気持ちが通じ合う」(社会的発達に関する視点)、「身近なものに関わり感性が育つ」(精神的発達に関する視点)の3つの視点から保育の内容等が示されており、それが1歳児以降の幼児期の発達の視点（領域）へと連続している（「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から領域「健康」、「身近な人と気持ちが通じ合う」という視点から領域「人間関係」「言葉」、「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から領域「環境」「表現」）

〔図表3〕平成29年「保育所保育指針」0歳児の保育内容の記載イメージ



- 乳児保育については、生活や遊びが充実することを通して、子どもたちの身体的・精神的・社会的発達の基盤を培うという基本的な考え方を踏まえ、乳児を主体に、「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」「健やかに伸び伸びと育つ」という視点から、保育の内容等を記載。保育現場で取り組みやすいものとなるよう整理・充実。
- 「身近な人と気持ちが通じ合う」という視点からは、主に現行指針の「言葉」「人間関係」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児からの働きかけを周囲の大人が受容し、応答的に関与する環境の重要性を踏まえ記載。
- 「身近なものに関わり感性が育つ」という視点からは、主に現行指針の「表現」「環境」の領域で示している保育内容との連続性を意識しながら、保育のねらい・内容等について整理・記載。乳児が好奇心を持つような環境構成を意識して記載。

(出典：厚生労働省ホームページ)

という発達の道筋が示されたことにより、0歳から子どもの成長のプロセスを支援していくという理念が感じられる。〔図表3〕参照)

なお、今回の改定では、「ねらい」及び「内容」だけでなく、「内容の取扱い」も記載されており、幼稚園及び幼保連携型認定こども園との整合性が図られ、「各施設における教育内容が同等のものであることをより明確に示¹⁷⁾している。

4. 平成29年教育要領、平成29年保育指針、平成29年教育・保育要領の比較検討

平成29年教育要領、平成29年保育指針、平成29年教育・保育要領は、それぞれ、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校並びに特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28(2016)年12月21日 中央教育審議会）、「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」（平成28(2016)年12月21日 社会保障審議会児童部会保育専門委員会）、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する審議のまとめ」（平成28(2016)年12月 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会）をもとに改訂（定）されているが、整合性の確保が図られているため、共通な点も多い。共通点と相違点を理解できるよう、それぞれの目次に簡潔な内容を加え、作成したものが〔図表4〕である（筆者作成）。〔図表4〕から、大まかに以下のような特徴がみられる。

- 第1章は、平成29年教育要領と平成29年教育・保育要領がほぼ同じ構成になっている。平成29年保育指針については、「3 保育の計画及び評価」や「4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」など共通の部分もあるが、「2 養護に関する基本的事項」が他の2つの基準と特に異なっている。「養護」について、平成29年保育指針では「養護の理念」及び「養護に関わるねらい及び内容」として記載されているが、平成29年教育・保育要領では、「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 5」において「生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼保連携型認定こども園における教育及び保育

を展開すること¹⁸⁾と記され、「ねらい及び内容」という表現ではなく、「留意事項」という位置付けである。平成29年教育要領においては、幼稚園においても養護的な環境は不可欠ではあるが、「養護」という言葉の記載は見られない。

- 第2章については、平成29年保育指針及び平成29年教育・保育要領はほぼ共通である。さらに、満3歳以上の子どもの「ねらい及び内容」は整合性が図られており、三者ともに共通になっている。つまり、教育に関しては、幼稚園も保育所も、幼保連携型認定こども園も、どの施設においても同等の教育が行われることが保証されている。
- 第3章以降は、それぞれの施設の特徴が表れている。特に「第4章」の子育ての支援については、認定こども園の役割として子育て支援が義務付けられていることがあり、平成29年教育・保育要領では、他の二者より詳しく記載されている。平成29年保育指針では、「第5章 職員の資質・向上」があり、計画的な保育士の研修の実施が求められている。

5. おわりに（まとめ及び今後の課題）

本研究を通して、平成29年教育要領、平成29年保育指針、平成29年教育・保育要領の共通点と相違点を具体的に確認し、平成30年度からの保育実践の方向性が、わずかではあるが、明らかになった。乳幼児期の教育がどの施設においても同等に行われるということが確認でき、教育の面では、幼稚園においても、保育所においても、認定こども園においても、同等の教育が保証されているということを理解することができた。

しかし、「養護」については、保育所でも、幼保連携型認定こども園でも、幼稚園であっても、その機能が重要であることについては共通であると考えられるが、それぞれの基準において取扱い方が異なっている。「養護」の概念を共通にする必要があるのかわからないのか、それぞれの保育施設で異なるということが当然なのか、本研究を通して新たな課題として浮かび上がってきた。今後、「養護」についてさらに考えていきたい。

〔図表4〕平成29年教育要領、平成29年教育・保育要領、平成29年保育指針の構成比較

幼稚園教育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	保育所保育指針
前文		
第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本 1 幼児期にふさわしい生活の展開 2 遊びを通しての総合的な指導 3 一人一人の特性・発達の課題に即した指導 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 1 幼稚園教育において育みたい資質・能力 2 第2章に示すねらい・内容との関連 3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第3 教育課程の役割と編成等 1 教育課程の役割 2 各幼稚園の教育目標と教育課程の編成 3 教育課程の編成上の基本的事項 4 教育課程の編成上の留意事項 5 小学校教育との接続に当たっての留意事項 6 全体的な計画の作成（教育課程、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画などを関連させる） 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 1 指導計画の考え方 2 指導計画の作成上の基本的事項 3 指導計画の作成上の留意事項 4 幼児理解に基づいた評価の実施 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導 1 障害のある幼児などへの指導 2 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児の幼稚園生活への適応 第6 幼稚園運営上の留意事項 1 園としての組織的な協働、学校評価とカリキュラム・マネジメント 2 家庭や地域社会との連携、資源の活用 3 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続 第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など	第1章 総則 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本 (1) 信頼関係を支えられた生活（安心感・信頼感） (2) 乳幼児期にふさわしい生活の展開（養護的な環境の中で教育が行われる） (3) 遊びを通しての総合的な指導 (4) 一人一人の特性・発達の課題に即した指導 2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の目標（認定こども園法第9条） 3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 (1) 幼保連携型認定こども園において育みたい資質・能力 (2) 第2章に示すねらい・内容との関連 (3) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」 第2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等 1 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成等 (1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の役割 (2) 各幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標と教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成 (3) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成上の基本的事項 (4) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の実施上の留意事項 (5) 小学校教育との接続に当たっての留意事項 2 指導計画の作成と園児の理解に基づいた評価 (1) 指導計画の考え方 (2) 指導計画の作成上の基本的事項 (3) 指導計画の作成上の留意事項 (4) 園児の理解に基づいた評価の実施 3 特別な配慮を必要とする園児への指導 (1) 障害のある園児などへの指導 (2) 海外から帰国した園児や生活に必要な日本語の習得に困難のある園児の幼保連携型認定こども園の生活への適応 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項 1 集団生活の経験の違いについて 2 一日の生活の連続性及びリズムの多様性について 3 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の環境の構成について 4 指導計画の作成上の配慮について 5 養護の行き届いた環境について 6 健康及び安全について 7 子育ての支援について	第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則 (1) 保育所の役割 (2) 保育の目標 (3) 保育の方法 (4) 保育の環境 (5) 保育所の社会的責任 2 養護に関する基本的事項 (1) 養護の理念 (2) 養護に関わるねらい及び内容 ア 生命の保持 イ 情緒の安定 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成 (2) 指導計画の作成 (3) 指導計画の展開 (4) 保育内容等の評価 ア 保育士等の自己評価 イ 保育所の自己評価 (5) 評価を踏まえた計画の改善 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項 (1) 育みたい資質・能力 (2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

<p>第2章 ねらい及び内容</p> <p>健康</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (10項目)</p> <p>3 内容の取扱い (6項目)</p> <p>人間関係</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (13項目)</p> <p>3 内容の取扱い (6項目)</p> <p>環境</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (12項目)</p> <p>3 内容の取扱い (5項目)</p> <p>言葉</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (10項目)</p> <p>3 内容の取扱い (5項目)</p> <p>表現</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (8項目)</p> <p>3 内容の取扱い (3項目)</p>	<p>第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項</p> <p>第1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>基本的事項</p> <p>1 発達の特徴</p> <p>2 発達に関する視点について</p> <p>ねらい及び内容</p> <p>健康</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (5項目)</p> <p>3 内容の取扱い (2項目)</p> <p>身近な人と気持ちを通じ合う</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (5項目)</p> <p>3 内容の取扱い (2項目)</p> <p>身近なものに関わり感性が育つ</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (5項目)</p> <p>3 内容の取扱い (2項目)</p> <p>第2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>基本的事項</p> <p>1 発達の特徴</p> <p>2 発達に関する視点 (領域) について</p> <p>ねらい及び内容</p> <p>健康</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (7項目)</p> <p>3 内容の取扱い (4項目)</p> <p>人間関係</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (6項目)</p> <p>3 内容の取扱い (3項目)</p> <p>環境</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (6項目)</p> <p>3 内容の取扱い (3項目)</p> <p>言葉</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (7項目)</p> <p>3 内容の取扱い (3項目)</p> <p>表現</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (6項目)</p> <p>3 内容の取扱い (4項目)</p> <p>第3 満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容</p> <p>基本的事項</p> <p>1 発達の特徴</p> <p>2 発達に関する視点 (領域) について</p> <p>ねらい及び内容</p> <p>健康</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (10項目)</p> <p>3 内容の取扱い (6項目)</p> <p>人間関係</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (13項目)</p> <p>3 内容の取扱い (6項目)</p> <p>環境</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (12項目)</p> <p>3 内容の取扱い (5項目)</p> <p>言葉</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (10項目)</p> <p>3 内容の取扱い (5項目)</p> <p>表現</p> <p>1 ねらい (3項目)</p> <p>2 内容 (8項目)</p> <p>3 内容の取扱い (3項目)</p>	<p>第2章 保育の内容</p> <p>1 乳児保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア 発達の特徴</p> <p>イ 発達に関する視点について</p> <p>ウ 養護に関わる保育の内容と一体的に展開</p> <p>(2) ねらい及び内容</p> <p>ア 健康</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (7項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (4項目)</p> <p>イ 人間関係</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (6項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (3項目)</p> <p>ウ 環境</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (6項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (3項目)</p> <p>エ 言葉</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (7項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (3項目)</p> <p>オ 表現</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (6項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (4項目)</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項 (4項目)</p> <p>2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア 発達の特徴</p> <p>イ 発達に関する視点 (領域) について</p> <p>ウ 養護に関わる保育の内容と一体的に展開</p> <p>(2) ねらい及び内容</p> <p>ア 健康</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (7項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (4項目)</p> <p>イ 人間関係</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (6項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (3項目)</p> <p>ウ 環境</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (6項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (3項目)</p> <p>エ 言葉</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (7項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (3項目)</p> <p>オ 表現</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (6項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (4項目)</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項 (4項目)</p> <p>3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容</p> <p>(1) 基本的事項</p> <p>ア 発達の特徴</p> <p>イ 発達に関する視点 (領域) について</p> <p>ウ 養護に関わる保育の内容と一体的に展開</p> <p>(2) ねらい及び内容</p> <p>ア 健康</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (10項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (6項目)</p> <p>イ 人間関係</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (13項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (6項目)</p> <p>ウ 環境</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (12項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (5項目)</p> <p>エ 言葉</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (10項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (5項目)</p> <p>オ 表現</p> <p>(ア) ねらい (3項目)</p> <p>(イ) 内容 (8項目)</p> <p>(ウ) 内容の取扱い (3項目)</p> <p>(3) 保育の実施に関わる配慮事項 (3項目)</p>
---	---	--

	<p>第4章 教育及び保育の実施に関する配慮事項</p> <p>1 満3歳未満の園児の保育の実施についての配慮事項 (2項目)</p> <p>2 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の全般についての配慮事項 (6項目)</p>	<p>4 保育の実施に関して留意すべき事項</p> <p>(1) 保育全般に関わる配慮事項 (6項目)</p> <p>(2) 小学校との連携 (3項目)</p> <p>(3) 家庭及び地域社会との連携</p>
<p>第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</p> <p>1 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動についての留意事項</p> <p>2 子育ての支援についての留意事項</p>	<p>第3章 健康及び安全</p> <p>第1 健康支援</p> <p>1 健康状態や発育及び発達の状態の把握</p> <p>2 健康増進 (学校保健計画)</p> <p>3 疾病等への対応</p> <p>第2 食育の推進</p> <p>1 食を営む力の基礎を培う (食育の目標)</p> <p>2 食事を楽しみ合う園児の育成</p> <p>3 食育の計画 (食事の提供を含む)</p> <p>4 食に関する環境への配慮</p> <p>5 保護者や地域との連携</p> <p>6 園児一人一人の心身の状態に応じ、対応</p> <p>第3 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>1 環境及び衛生管理</p> <p>2 事故防止及び安全対策 (学校安全計画)</p> <p>第4 災害への備え</p> <p>1 施設・設備等の安全確保</p> <p>2 災害発生時の対応体制及び避難への備え (危険等発生時対処要領、避難訓練計画)</p> <p>3 地域の関係機関等との連携</p>	<p>第3章 健康及び安全</p> <p>1 子どもの健康支援</p> <p>(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握</p> <p>(2) 健康増進 (保健計画)</p> <p>(3) 疾病等への対応</p> <p>2 食育の推進</p> <p>(1) 保育所の特性を生かした食育 (食育計画)</p> <p>(2) 食育の環境の整備等</p> <p>3 環境及び衛生管理並びに安全管理</p> <p>(1) 環境及び衛生管理</p> <p>(2) 事故防止及び安全対策</p> <p>4 災害への備え</p> <p>(1) 施設・設備等の安全確保</p> <p>(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え</p> <p>(3) 地域の関係機関等との連携</p>
	<p>第4章 子育ての支援</p> <p>第1 子育ての支援全般に関わる事項</p> <p>1 保護者の自己決定を尊重する</p> <p>2 保護者が子どもの成長に気付き、子育ての喜びを感じられるように努める</p> <p>3 地域の関係機関等との連携・協働、園全体の体制構築</p> <p>4 プライバシー保護、秘密保持</p> <p>第2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援</p> <p>1 日常的に保護者との相互理解を図る</p> <p>2 教育及び保育の活動への保護者の参加を促すとともに、参加しやすい工夫</p> <p>3 保護者の相互理解が深まるよう配慮</p> <p>4 多様な事業を実施する際には、保護者の状況及び園児の福祉が尊重されるよう配慮</p> <p>5 一時預かり事業などでは園児の心身の負担に配慮し、弾力的な運用を行う</p> <p>6 発達上の課題が見られる園児の保護者に対する個別の支援</p> <p>7 特別な配慮を必要とする家庭への個別の支援</p> <p>8 育児不安等が見られる保護者への個別の支援</p> <p>9 不適切な養育等が疑われる場合の関係機関との連携・対応</p> <p>第3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援</p> <p>1 地域のニーズに基づいた子育て支援事業の実施及び柔軟な活動の展開</p> <p>2 地域の関係機関との積極的な連携・協働、地域の人材の積極的な活用</p> <p>3 地域における乳幼児期の教育及び保育の中心的な役割を果たすよう努める</p>	<p>第4章 子育て支援</p> <p>1 保育所における子育て支援に関する基本的事項</p> <p>(1) 保育所の特性を生かした子育て支援</p> <p>(2) 子育て支援に関して留意すべき事項</p> <p>2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援</p> <p>(1) 保護者との相互理解</p> <p>(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援</p> <p>(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援</p> <p>3 地域の保護者等に対する子育て支援</p> <p>(1) 地域に開かれた子育て支援</p> <p>(2) 地域の関係機関等との連携</p> <p>第5章 職員の資質向上</p> <p>1 職員の資質向上に関する基本的事項</p> <p>(1) 保育所職員に求められる専門性</p> <p>(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組</p> <p>2 施設長の責務</p> <p>(1) 施設長の責務と専門性の向上</p> <p>(2) 職員の研修機会の確保等</p> <p>3 職員の研修等</p> <p>(1) 職場における研修</p> <p>(2) 外部研修の活用</p> <p>4 研修の実施体制等</p> <p>(1) 体系的な研修計画の作成</p> <p>(2) 組織内での研修成果の活用</p> <p>(3) 研修の実施に関する留意事項</p>

<引用・参考文献>

- 1) 松川恵子「平成30年施行『幼稚園教育要領』等についての考察(1)―中央教育審議会答申(平成28年12月21日)から幼児教育の方向性を読み解く―」仁愛女子短期大学研究紀要,第49号,81頁～90頁,平成29(2017)年3月10日
- 2) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28(2016)年12月21日)
- 3) 文部科学事務次官(戸谷一夫)「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」(28文科初第1829号 平成29(2017)年3月31日)
- 4) 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28(2016)年12月21日), 22頁
- 5) 同 上 21頁
- 6), 7), 8), 9) 文部科学省「幼稚園教育要領」(平成29(2017)年3月31日 文部科学省告示第62号)「第1章 総則 第1 幼稚園教育の基本」
- 10) 文部科学省「幼稚園教育要領」(平成20(2008)年3月28日 文部科学省告示第26号)「第2章 ねらい及び内容」
- 11) 文部科学省「幼稚園教育要領」(平成29(2017)年3月31日文部科学省告示第62号)「第2章 ねらい及び内容」
- 12) 社会保障審議会児童部会保育専門委員会「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」(平成28(2016)年12月21日), 12頁
- 13) 同 上 4頁
- 14), 15) 厚生労働省「保育所保育指針」(厚生労働省告示第117号) 平成29(2017)年3月31日, 17頁
- 16) 社会保障審議会児童部会保育専門委員会「保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ」(平成28(2016)年12月21日), 3頁
- 17) 同 上 5頁
- 18) 内閣府・文部科学省・厚生労働省「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号) 平成29(2017)年3月31日, 27頁